

## 山ノ内町農業機械等導入支援事業補助金交付要綱

山ノ内町農業機械等導入支援事業補助金交付要綱（平成 24 年告示第 38 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この要綱は、農作業の効率化、生産性・品質向上や労働負担の軽減、営農体制の構築と継続的な維持並びに耕作放棄地の解消及び拡大防止を図り、もって農業の振興に資するため、農業機械及び施設（以下「機械等」という。）の導入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（事業実施基準及び補助額等）

第 2 条 事業実施基準及び補助額等は、別表に定めるとおりとする。

2 町長は、毎年度予算の範囲内において、補助金を交付する。

（交付申請等）

第 3 条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、山ノ内町農業機械等導入支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に、必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項による交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の決定）

第 4 条 町長は、前条第 1 項の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を別表に定める実施基準により審査し、補助金交付の可否を決定し、山ノ内町農業機械等導入支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第 5 条 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（町長の指示する軽微な変更を除く。）をしようとするときは、速やかに町長に申請してその承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内

に完了しないとき（遂行が困難となった場合を含む。）は、速やかに町長に申請してその承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業により取得した財産については、共同利用の場合、管理運営に関する規程等を定め、善良な管理責任者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。
- (4) 補助事業により取得した財産を処分したことによる収入があったときは、当該収入に当該補助事業に係る補助率を乗じて得た額を町に納付させることがある。

（変更承認申請等）

第6条 前条第1号及び第2号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき 山ノ内町農業機械等導入支援事業変更承認申請書（様式第3号）
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき 山ノ内町農業機械等導入支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき 山ノ内町農業機械等導入支援事業完了期限延長承認申請書（様式第5号）

（交付申請の取下）

第7条 申請者は、第4条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から15日以内に、山ノ内町農業機械等導入支援事業補助金交付申請取下書（様式第6号）により申請の取下をすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

（実績報告書）

第8条 補助事業者は、機械等の導入後速やかに山ノ内町農業機械等導入支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に、事業明細を記した領収書の写し、写真その他必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 第3条第2項のただし書により交付の申請をした申請者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

3 第3条第2項のただし書により交付の申請をした申請者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額報告書が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した申請者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、山ノ内町農業機械等導入支援事業補助金消費税仕入控除税額報告書（様式第8号）により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（検査及び補助金の確定）

第9条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに検査員を任命し検査を命ずる。その結果、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、山ノ内町農業機械等導入支援事業補助金交付請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(状況確認)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度及び当該年度経過後2年度間にわたり、機械等の使用実績について、山ノ内町農業機械等導入支援事業補助金使用状況報告書(様式第10号)により、毎年度3月末日までに町長に報告しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付を受けて購入した機械等の耐用年数の経過以前に農家グループを解散するとき又は機械等を処分するとき。
- (2) 前条に規定する使用状況が確認できないとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年6月13日から施行する。

附 則(平成31年3月26日告示第11号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月10日告示第22号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条第1項関係）

<p>山ノ内町農業機械等導入支援事業実施基準</p> <p>第1 補助金の対象となる者の要件</p> <p>次に掲げる1から9の要件のいずれかに該当する者で、10から14を全て満たす者とする。</p> <p>なお、同一住所地及び同一世帯の1から9に該当する者は、補助対象者としてしない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 専業農家</li><li>2. 認定農業者</li><li>3. 認定新規就農者</li><li>4. 人・農地プランに位置付けられた中心経営体</li><li>5. 集落営農組織</li><li>6. 農業者で組織される団体（3戸以上の農業者で組織された団体又は農業者3名以上で構成された農業生産法人（以下「農家グループ」という。）で、規約を有している組織。また、構成員全体の耕作面積の合計は、1ヘクタール以上とする。耕作面積については、農家基本台帳における田畑の面積とし、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定により許可済みの農地及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定により公告済みの農地を含めることができるものとする。）</li><li>7. 農地所有適格法人</li><li>8. 人・農地プランに位置付けられた認定農業者又は認定新規就農者が構成員に含まれている会計を一にする団体</li><li>9. その他町長が適当と認める者及び団体</li><li>10. 町内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者、町内に主たる事務所又は本店主たる事務所又は本店を置く法人であること。</li><li>11. 町税を滞納していないこと。</li><li>12. 当該年度より過去2年度に当該補助金交付を受けていないこと。</li><li>13. 補助対象事業について、他の助成制度による財政的支援を受けていないこと又は受ける見込みでないこと。</li><li>14. 山ノ内町暴力団排除条例（平成24年12月14日条例第22号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係者ではないこと。</li></ol> <p>第2 採択基準</p> <p>次に掲げる採択基準とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 要望が予算額を超える場合は、下記ポイントの合計ポイントの高い順に優先採択する。なお、同ポイントが多数となった場合等は、農林課内で非</li></ol>
--

公開による抽選（紙クジによる）を行い決定する。

	内 容	ポイント
①	申請者が所有している既存機械等の更新でない	1点
②	中古機械等の導入でない	1点
③	認定農業者又は認定新規農業者に認定されている（農業者で組織される団体は、構成員の1/3以上）	3点
④	70歳未満であること又は後継者がいる（集落営農組織を含む）。（農業者で組織される団体は、構成員の1/3以上）	1点
⑤	法人化している	2点
⑥	青色申告をしている（農業者で組織される団体は、構成員の1/3以上）	1点
⑦	導入機械を共同利用する（複数の所有者の農地で利用する場合）	5点
⑧	現時点で農業者年金に加入済み又は事業実施年度の翌年から1年以内に入会（農業者で組織される団体は、構成員の1/3以上）	1点
⑨	現時点で収入保険に加入済み又は事業実施年度の翌年から1年以内に入会（農業者で組織される団体は、構成員の1/3以上）	1点
⑩	昨年度及び今年度中に山ノ内町農業経営雇用促進事業を活用（農業者で組織される団体は、構成員の1/3以上）	2点
⑪	農業体験受入れや物産展出展を過去2年以内に行っている（農業者で組織される団体は、構成員の1/3以上）	2点

2. 同ポイントが多数で当該年度の予算を超えた場合は、補助率が下がる場合がある。

### 第3 補助対象経費等

補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第1条に規定する目的達成に必要となる機械等を導入する経費で、事業費が200千円以上のものとする。

2. 個人利用の対象となる機械等（以下「個人利用補助対象機械」という。）は次の表に掲げるものとする。

個人利用補助対象機械
------------

剪定枝粉碎機
果樹用高所作業機
乗用型草刈機
スピードスプレー（自走式動力噴霧機含む。）
乗用型トラクター（作業機含む。）
コンバイン
田植機（側条施肥が可能なもの）

2. 機械の保管場所が、山ノ内町内であること。
3. 更新にかかる下取り価格がある場合は、新規購入価格から下取り価格を減額したものを補助対象経費とする。
4. 次の各号のいずれかに該当するものは補助対象経費としない。
  - (1) 農作業の用途以外に容易に供されるもので、汎用性の高い機械等は補助対象としない。
  - (2) 税金（収入印紙代、消費税及び地方消費税を含む）
  - (3) 振込手数料
  - (4) 既に法定耐用年数を経過している
  - (5) 共同利用の場合で、農家グループの構成員から買い取る場合
  - (6) 補助対象事業として内容及び費用等を明確に特定することが困難な経費（補助事業のみに用途を特定できない装置及び機械の購入費等）
  - (7) 購入に係る帳簿類（見積書、発注書又は契約書、納品書、請求書、領収書及び振込控等）や、取得財産等の実物を確認できない経費
  - (8) 事業期間内に発注から支払までの手続が完了しない経費
  - (9) その他、社会通念上、補助金の対象とするには不適切と判断される経費

#### 第4 補助金額等

補助金の額は、次の表に掲げる事業費区分に応じた額とし、第3の補助対象経費の10分の3以内とする。また、第1の1及び4から9の者で1経営体でも、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条の規定により認定を受けた者又は同法第14条の4第1項の規定により認定を受けた者（以下「認定農業者等」という。）が構成員であるときは、上限補助金額に加算した額を上限補助金額とする。

（上段：個人利用 下段：共同利用）

事業費区分	上限 補助金額	認定農業者等 加算額	加算後 上限補助金額
200千円以上～1,000千円未満	30千円	10千円	40千円
	60千円	50千円	110千円

1,000千円以上～2,000千円未満	120千円	30千円	150千円
	240千円	100千円	340千円
2,000千円以上～3,000千円未満	180千円	40千円	220千円
	360千円	150千円	510千円
3,000千円以上～4,000千円未満	240千円	60千円	300千円
	480千円	200千円	680千円
4,000千円以上	270千円	90千円	360千円
	540千円	300千円	840千円

2. 前項の補助金の額に1千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。